広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年七月五日条例第二十六号）

改正後	改正前
（徴収猶予） 第十一条　略 ２　略 ３　法第十五条の二の二、第十五条の二の三及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項前段の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項後段の規定による担保について、それぞれ準用する。 ４　略	（徴収猶予） 第十一条　略 ２　略 ３　法第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第一項前段の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第一項後段の規定による担保について準用する。 ４　略